

(案)

1 1 原委第 7 2 号
平成 1 1 年 9 月 1 7 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東京電力株式会社福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、
2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）

平成 1 1 年 6 月 1 8 日付け平成11-02-16資第 1 1 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第 4 項において準用する同法第 2 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。